

用語の解説

【あ行】

アウトリーチ

アウトリーチとは「手を伸ばす」「手を差し伸べる」という意味で、医療や福祉関係機関が直接自宅等を訪問し、心理的ケアや必要な支援に取り組むこと。

アセスメント

対象者の障がい特性やニーズ、生活上の課題等を把握し、どのような支援が求められているのかを明らかにすること。

医療的ケア

家族や支援者などが医師の指導のもとに、日常的・応急的に行う人工呼吸器や胃ろう、たん吸引などの医療的行為のこと。

医療的ケア児コーディネーター

医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等のさまざまな分野の支援等を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う者。主に、相談支援専門員、保健師、訪問看護師などがこの役割を担う。

医療的ケア児支援法

正式名は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、保育及び教育の拡充に係る施策等について定め、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に令和3年9月18日に施行された。

インクルーシブ教育

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶ取組や考え方。

【か行】

基幹障がい者相談支援センター

相談支援事業者の育成や触法障がい者などの支援が困難な人への対応等、地域における相談支援の中核的な役割を担う専門機関。

強度行動障がい

自分の体を叩く、食べられないものを口に入れるなどの本人の健康を損なう行為や、他人を叩く、物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人に影響する行動が多い、特別に配慮された支援が必要な障がい。

計画相談支援

障がいのある人が地域で自立した生活を送る際に支障となる様々な生活課題(ニーズ)を把握し、課題解決の方向性や生活の目標を明らかにする。さらに、効果的にサービス提供ができるよう、「サービス等利用計画」の作成や必要な調整を行い、ニーズに基づく問題解決を図ること。

この業務を行う専門職を相談支援専門員という。

高次脳機能障がい

病気や事故などで脳がダメージを受けたことにより、言語・記憶・注意力・遂行機能などに障がいが生じ、日常生活に困難を有するようになる障がいのこと。制度上では精神障がいに分類される。

個別避難計画

避難行動要支援者一人ひとりについて、具体的な避難支援や避難行動について記した個別の計画。

【さ行】

支援会議

障がい者本人や家族、支援者等の関係者が集まり、より良い支援の方法や課題解決方法を検討する会議。

児童発達支援センター

児童発達支援の提供を行うほか、地域の中核的な支援施設として障がいのある子どもやその家族の相談支援、障がいのある子どもを預かる施設への援助、助言等を行う施設。

手話通訳者

音声言語を手話言語に、また手話言語を音声言語に変換する作業を「手話通訳」という。「手話通訳者」とは都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された人。

障がい支援区分

平成26年4月から、「障がい程度区分」に変わり「障がいの程度(重さ)」ではなく、「障がいの多様な特性やその他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」として定義された。非該当及び区分1～6まであり、区分6が、支援の度合いがもっとも高い状態であることを指す。介護給付の申請があった場合に市町村審査会の審査及び判定により、障がい支援区分の認定が行われる。

障害者基本法

障がい者施策に関する基本的理念と施策全般について基本的な事項を定めた法律。「障害者権利条約」批准に向けた国内法整備の一環として、平成23年に法の目的、障がい者の定義、差別の禁止、合理的配慮の推進等の基本理念をはじめとする抜本的改正が行われた。

障害者虐待防止法

正式名は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。虐待の禁止、予防等に関する国等の責務、虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者に対する支援等を定めた法律。

虐待の類型には、「身体的虐待」「放棄・放置」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5つがある。

障害者雇用促進法

正式名は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。民間企業や国、地方公共団体等の事業主(雇い主)に対する障がい者の雇用に関する内容を定めた法律。

障害者差別解消法

正式名は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的に平成28年4月1日に施行。この法律では、①障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、②合理的配慮の不提供の禁止が求められている。②は、それまで努力義務であった民間事業者においても令和6年4月から義務付けとなる。

障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づき、県知事が指定した社会福祉法人等の法人が実施。障がいのある人を対象として、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連絡調整等を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

障がい者就労支援促進会議

市内の就労系障がい福祉サービス事業所が、障がいのある人の一般就労の促進と企業・市民への障がい者理解を深めるために共同で各種事業に取り組むための会議。通称名は「チャレンジマーケットあいづ(愛称:ちやま)」。

障害者総合支援法

正式名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。すべての人が基本的人権を持つ個人として、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、共に生きることができる地域社会の実現を目的として平成25年4月1日から施行された。この法律では、障がい福祉サービスや地域生活支援事業などが定められている。

障がい児通所支援

児童福祉法に定める法定サービスで。児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援に分類される。

障がい福祉サービス

障害者総合支援法に定める法定サービス。介護給付、訓練等給付、相談支援、自立支援医療、補装具の5つに分類される。

情報アクセシビリティ

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるようにする取組や考え方。

ジョブコーチ

障害者雇用促進法に基づき、障がいのある人の就職及び職場定着を図ることを目的として、障がいのある人が実習している現場や雇用されている職場を訪問し、本人への支援、事業主や従業員等に対する助言等を行う職種。

身体障がい者

身体障害者福祉法第4条において、法に定める身体上の障がいを有する人で、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人と定義される。

精神障がい者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条において、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する人と定義される。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保されたシステム。

成年後見制度

判断能力の不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者の権利を擁護するため、成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人の財産管理や福祉サービスの契約などを行い、本人が安心して生活できるよう支援する制度。

【た行】

地域障がい者相談窓口

障がいのある人の生活に関するさまざまな相談に対応する相談窓口。身近な地域においてきめ細かな相談支援を提供できるように、市内7つの日常生活圏域ごとに整備を進めている。

地域自立支援協議会

障がいのある人もない人もともに暮らせる共生社会の実現を目指し、本市では平成19年に設置。医療、経済、教育、福祉等の団体が参加し、「障がい理解の仕組みづくり」「地域で支え合う仕組みづくり」「活動支援の仕組みづくり」「就労に向けた仕組みづくり」「成長過程に応じた一貫した支援の仕組みづくり」「横断的な支援の仕組みづくり」の6つの仕組みづくりなどに取り組んでいる。

また、障がい・障がい者理解推進のため、年1回、「会津若松市地域自立支援協議会だより」を発行し、市内全戸に配布している。

地域生活移行

施設や病院を出て、地域で生活すること。

地域生活支援拠点等

福祉施設入所者、入院中の精神障がい者の地域生活移行や親元からの自立や親亡き後を見据えた支援を行うための拠点等のこと。その機能としては、地域生活での相談支援、緊急時の受入、地域生活の体験等がある。

本市では面的整備(地域における様々な支援機関が連携して支援を行う体制)を推進している。

地域生活支援コーディネーター

「地域生活支援拠点等」において、地域生活におけるさまざまな相談に応じたり、関係機関との連携や必要な支援のためのコーディネート(連絡調整等)機能を総合的に行う専門職。

本市では、障がい者総合相談窓口、地域障がい者相談窓口を中心に、相談支援事業所がコーディネート機能を担う仕組みとしている。

地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業。市町村が主体となる市町村地域生活支援事業と都道府県が主体となる都道府県地域生活支援事業がある。

知的障がい者

知的機能の障がいが発達期(概ね 18歳まで)に現れ、日常生活に支障が生じており、何らかの援助を必要とする状態にある者。

デイケア

福祉・医療関係施設が提供するサービス。日中、利用者同士が交流し、レクリエーションなどの活動で人と接することによって社会復帰につなげることを目標としている。

特別支援学級

学校教育法により、小・中・高校において心身に障がいのある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とした学級のこと。

特別支援学校

障がいのある子どもが「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。旧・盲学校、旧・聾学校、旧・養護学校は、平成19年4月1日より「特別支援学校」となった。

特別支援教育支援員

小・中学校等において、肢体不自由、注意欠如・多動症(ADHD)及び自閉症などの障がいのある児童生徒に対し、支援を行う者。

【な行】

難病

発病の原因が明らかでなく、かつ、治療法が確立していない希少な疾病であつ

て、長期の療養を必要とする疾病。このうち、医療費助成の対象は56疾患だったが、新たな法律（難病法 平成26年5月23日成立）により、医療費助成の対象疾患（指定難病）は年々拡大しており、令和5年10月現在で338疾患となった。

日常生活用具

在宅の障がいのある人の日常生活がより円滑に行われるために給付又は貸与する用具のこと。手すりやスロープ設置等の住宅改修も日常生活用具に含まれる。

【は行】

発達障がい

幼少期から現れる発達のアンバランスによって、脳の働きに偏りが生じており、日常生活に困難をきたしている状態のこと。特定のことは優れた能力を発揮する一方で、ある分野は極端に苦手といった特徴がみられ、得意なことと苦手なこととの差が非常に大きく、生活に支障が出やすい。

パラスポーツ

パラ(Para)は「並行する」の意味で「もう一つのスポーツ」を表す。広く障がい者スポーツを指す用語。

ピアサポート

「ピア」は、仲間や同じものを共有することを指す。同じ障がいや病気を持つ人がその経験などを踏まえて、相談や助言などの支援を行うことをいう。

BCP(ビーシーピー)

「業務継続計画(Business Continuity Plan)」のこと。地震等の自然災害、感染症のまん延等の不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

避難行動要支援者

災害の発生やその恐れのある場合などに、自ら避難することが困難で円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人をいう。

標準利用期間

障がい福祉サービスを利用するにあたり、その事業の内容に応じて設定される標準的なサービスの利用期間であり、原則、その期間の範囲内でサービスを利用することとなる。

福祉避難所

障がいのある人や高齢者、妊産婦や乳幼児など、災害時に一般の避難所での生活が難しい人が避難する避難所で、概ねバリアフリー化されており、相談や支援を行うスタッフが配置される。

【ま行】 モニタリング

サービス等利用計画に基づいてサービスが適切に提供されているか、それによってニーズが充足されているか、また生活全般について新たな課題が生じていないかを確認すること。

【や行】 ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

ユニバーサルデザイン

はじめから、すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安心・安全で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどを計画、設計する考え。

要約筆記者

発言者の話を聞き、要約して文字で表すことで、聞こえない人にその場の話の内容を伝える通訳を「要約筆記」という。主に手話の分からない聴覚障がい者に対して行われる。「要約筆記者」とは都道府県が実施する要約筆記者養成研修事業において要約筆記者として登録された人のこと。

【ら行】 療育

発達に課題のある子どもを対象に、個々の状態に合わせて、特定の人とのやり取りや遊びを通してさまざまな経験をつみ重ねることで、身の回りのことや、運動、ことば、社会性など全体的な発達をうながすこと。

レスパイト

短期入所等の様々なサービスの活用などにより、介護の必要な高齢者や障がいのある人のいる家族が心と体を休めること。